

新規指定申請スケジュール

| | 事 項 | 期 日 | 備 考 |
|---|--------------------|--|--|
| 1 | 新規指定前研修 申し込み | <u>指定月4ヶ月前末日まで</u> | (申込方法) 電子申請 |
| 2 | 新規指定前研修 受講 | 実 施 原則として指定月3ヶ月前の 15日頃 | (内 容) (1) 事業実施の上で必要な関係法令等 (2) 新規指定申請書等の記入方法等 (3) 変更届・加算届の記入方法等 (4) 情報公表・利用者負担軽減事業 (5) 労働基準法の概要及び諸手続き (6) 福祉サービス第三者評価 |
| 3 | 指 定 申 請 | 指定月2ヶ月前15日頃までに 申請書等を提出 (補正完了期限(厳守)・2ヶ月前末日) | (申請先) 東京都福祉保健財団介護事業者指定室 電話 03-3344-8517 |
| 4 | 指定前実地調査 申請内容の確認 | 指定月前月 (必要に応じて実施) | 指定申請書等、提出された書類の内容を、財団職員が開設予定場所に行き、確認いたします。 (必要に応じて実施、事前に連絡) |
| 5 | 指定通知書発送 | 指定前月末日までに送達 | 東京都福祉局高齢者施策推進部 介護保険課介護事業者担当より郵送 |

(問い合わせ先)

東京都 福祉保健財団 介護事業者指定室 03-3344-8517

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護事業者担当 03-5320-4593

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール(〇〇年1月1日指定の場合)

